

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定支援業務委託

2 履行期限

契約締結した日から令和9年3月末日まで

なお、業務内容別の履行期限については個別に指定した期限による

3 履行場所

横浜市内

4 業務目的

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」が令和8年度に終了することに伴い、引き続き、貧困の連鎖を防ぐための実効性の高い施策を展開していくため、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の趣旨等を踏まえ、「第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の策定に向け、本市の子どもの貧困に関する実態把握のための調査・分析等を含む全般的な支援をすることを目的とする。

5 業務内容

(1) 横浜市子どもの貧困に関する実態把握のための調査等

ア アンケート調査の実施

本市における子どもの貧困の実態を包括的に把握し、今後の施策の方向性を検討するために、子どものいる世帯の生活実態に関する情報を収集することを目的とし、アンケートを実施する。

(ア) 調査対象者・標本数（全て想定数）

- ① 横浜市内の5歳児の保護者【9,000人程度】
- ② 横浜市内の小学5年生の子どもとその保護者【約28,000世帯（票数：56,000）】程度
- ③ 横浜市内の中学2年生の子どもとその保護者【約25,000世帯（票数：50,000）】程度
- ④ 横浜市内の高校生世代【4,000世帯（票数：8,000）】程度

(イ) 抽出方法

- ① 子育て応援アプリ「パマトコ」登録者の内、5歳児がいる保護者
- ② 横浜市立小学校に通う小学5年生全児童
- ③ 横浜市立中学校に通う中学2年生全生徒
- ④ 住民基本台帳から無作為抽出

(ウ) 配付・回収方法

- ① 委託者が横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」登録者へ回答フォームの案内を直接送付。
回答はオンライン上の回答フォームで回収する。

- ② 委託者が横浜市立小学校経由で児童に直接回答フォームの案内（紙）を配付する。保護者へは児童を介して配付する。回答はオンライン上の回答フォームで回収する。
- ③ 委託者が横浜市立中学校経由で生徒に直接回答フォームの案内（紙）を配付する。保護者へは生徒を介して配付する。回答はオンライン上の回答フォームで回収する。
- ④ 委託者が住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、案内を郵送する。回答はオンライン上の回答フォームで回収する。

(エ) 調査項目

- ① 相対的貧困状態の世帯で生活する子どもの推計に必要な情報（世帯人員、所得水準等）
- ② 各世帯の生活、健康状態、就労関連情報や社会的排除、物質的剥奪状況に関するここと
- ③ 各世帯の子どもの生活、友達、学校や勉強、悩みに関するここと
- ④ 各世帯の貧困の連鎖の実態に関するここと など

※ 子ども票、保護者票それぞれ約 30～40 間程度を想定

(オ) 委託業務内容

調査票の設計支援、インターネット回答フォームの作成、調査依頼文及び督促状の作成（データ作成まで、印刷・封入・発送は委託者が実施）、回収データの集計、単純集計結果報告書（速報値）の作成、集計データの分析（クロス集計を含む）を含む報告書の作成

※ 子ども・保護者それぞれからの回答が得られた場合は、子ども票回答と保護者票回答を紐付けて集計・分析を行う。

(カ) 調査票の設計支援

調査票案は、①子ども票（小中学生用）②子ども票（高校生世代用）③保護者票を作成する。
②子ども票（高校生世代用）③保護者票は、それぞれ日本語ルビ入り版を作成する。

(キ) インターネット回答フォームの作成

調査票について、調査対象者がインターネット回答を行うためのインターネット回答フォームを作成する。この回答フォームは別紙 1 「インターネット回答フォーム（WEB ページ）の作成に関する特記事項」の要件を満たすように作成する。サイト構築にあたっては、横浜市のドメイン（city.yokohama.lg.jp）を使用することを原則とする。この WEB ページの作成に他の事業者等の提供するサービスを利用する場合には、委託者に対して対象のサービスの詳細を提示の上、利用について協議を行うこととする。

(ク) 動作検証

横浜市が指定した環境下で正常に作動するよう動作検証を行うこと。動作検証は小学校・中学校でそれぞれ 1 校ずつ検証校を市と協議の上設定し、学校環境下で行うこと。なお、使用する端末とブラウザは以下を想定している。

○小学校

端末：iPad、ブラウザ：ロイロノート・スクールアプリの WEB カード

○中学校

端末：Chromebook、ブラウザ：Chrome

○その他スマートフォン（iPhone、アンドロイド端末）及びパソコンでの動作検証

(ケ) スケジュール

- 7月上旬 調査票送付・調査実施
7月下旬 調査票回収、回収データの入力、集計データの分析開始
9月上旬 単純集計結果報告書（速報値）の提出
10月下旬 報告書の提出

イ ヒアリング調査の実施支援

数字には表れにくい、こどもや家庭の状況、必要な支援について把握するために実施する、学校の教員やこども・若者支援に関わるNPO法人、地域の方等へのヒアリングに係るヒアリングシートの作成支援を行うとともにヒアリング（10団体程度を想定）に同席し、内容を記録し、ヒアリング調査全体の考察を含めた報告書を作成する。

※実施期間（予定）：6～8月

※提出期限：①記録：各団体のヒアリング実施日から2週間以内 ②報告書：10月下旬

（2）「第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画 素案」の作成支援（提出期限：11月末）

調査の分析結果及び、委託者が作成する「第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画 骨子案」等をもとに、「第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画 素案（100ページ程度予定）」、「概要版兼市民意見募集資料（10ページから20ページ程度予定）」及び「概要版（やさしい版）兼市民意見募集資料（10ページから20ページ程度予定）」作成を支援する。

※レイアウト構成等を含む。

※概要版（やさしい版）は、こどもを対象とした意見募集に使用することを想定

（3）市民意見募集に係る意見集約・分析（提出期限：1月末）

市民意見募集において応募された意見の集約・分析を行い、報告書を作成する。

（市民意見募集期間（予定）12月上旬～12月下旬）

【参考】現行計画素案に対する意見募集（令和3年度）

意見募集期間：令和3年6月11日～3年7月9日

意見提出件数：196件

（4）「第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画 原案」の作成支援（提出期限：1月末）

市民意見募集等で寄せられた意見等を反映させて、委託者が作成する「第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画 原案（150ページ程度予定）」「概要版（10ページから20ページ程度予定）」及び「概要版（やさしい版）（10ページから20ページ程度予定）」の作成を支援する。

※表紙デザイン・レイアウト構成等を含む

6 成果品の提出

（1）成果品の提出については、次のとおりとする。

ア アンケート調査依頼文

イ アンケート調査票データ

- ウ アンケート調査単純集計結果報告書（速報値）
- エ 単純集計結果（市分及び 18 区分）
- オ 全体のクロス集計・分析結果報告（市分及び 18 区分）
- カ アンケート調査結果報告書
- キ ヒアリング調査結果報告書
- ク 計画素案版
 - 第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 素案：A4版
 - 第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 素案 概要版：A4版
 - 第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 素案 やさしい概要版：A4版
- ケ 第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 市民意見募集結果報告書：A4版
- コ 計画原案版
 - 第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 原案：A4版
 - 第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 原案 概要版：A4版
 - 第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 原案 やさしい概要版：A4版
- サ 計画印刷版
 - 第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 印刷用：A4版
 - 第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 印刷用 概要版：A4版
 - 第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 印刷用 やさしい概要版：A4版

(2) 上記成果品は、全てデータの提出のみで、紙の印刷は不要とする。電子データを記録したものをあわせて提出することとする。（記録形式等は別途調整）また、ホームページでの公表を前提にデータ容量等に配慮することとする。

(3) 成果品（写真・イラスト等を含め）作成した資料及びその著作権は横浜市に帰属するものとし、原則公開とする。横浜市は2次使用を含めて、これらを自由に利用できるものとし、これにより協働事業者に生じた、いかなる損害についても横浜市は責任を負わないこととする。

(4) 成果品の提出先は、横浜市子ども青少年局企画調整課とする。

7 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容にかかわらず、横浜市と協議の上、行う。
- (2) 業務の進ちょく状況等を概ね2週間毎に報告・調整する。
- (3) 業務の全部を再委託することはできないこととする。

8 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(4) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン

受託者は、本業務を遂行するにあたり、可能な限り「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」を遵守しなければならない。本ガイドラインを適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

【別紙1】インターネット回答フォーム（WEBページ）の作成に関する特記事項

1 インターネット回答フォーム（WEBページ）作成要件

対象のインターネット回答フォーム（WEBページ）は、次の要件を満たすよう作成することとする。

- (1) 横浜市のサブドメイン名を使用する。また、city.yokohama.lg.jp のサブドメインを利用するにはデジタル統括本部 DX 基盤課に DNS 登録依頼を提出する必要があるため、その申請内容を作成すること。なお、令和5年7月時点で、以下のサービスは利用できないことが判明しているため、注意すること

- ・エックスサーバー

エックスサーバーは、1つのドメインを利用できるのは1アカウントのみに制限されていることが判っている。このため「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを登録できるのは1アカウントのみとなるが、本市ではエックスサーバーを利用したWebサイトが既に開設済みであり、そのアカウントを本市が有していないことから、エックスサーバーにおいて「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを利用したサイトを追加することができない。この制限が解消していることを確認できない限りエックスサーバーは利用できないことに注意すること。

ただし、本市サブドメインの利用が難しい場合には、委託者との協議を行ったうえで外部ドメインを利用すること。

- (2) PC、スマートフォン及びタブレットからの回答機能を有する。
- (3) 回答の一時保存機能を有する。
- (4) 回答者の利便性向上のため、WEBページにアクセスできる二次元バーコードを作成する。
- (5) 5,000人程度が同時アクセスしても対応できるようにすること
- (6) 「情報システムのためのUI/UXガイドライン」等をもとに利用者の操作性向上に取り組むこと。

2 セキュリティ要件

WEBページの運用保守において、次の措置がとられていることとする。

- (1) 脆弱性を悪用したサイバー攻撃被害を防止するため、定期的にセキュリティパッチを適用すること。
緊急度の高いパッチはできるだけ速やかに適用すること。
- (2) 第三者による不正な情報閲覧を防止するため、情報資産の暗号化を行うこと。
- (3) ウェブアプリケーションに対する悪意ある攻撃を防止するため、WAF または同等のアプリケーション層の保護機能（仮想パッチなど）を利用すること。
- (4) マルウェアの活動を検知・阻止するため、アンチウイルス対策（ウイルス対策ソフト等）を導入すること。
- (5) 通信の盗聴などを防止するため、通信の暗号化を行うこと。
- (6) 外部からの不正アクセスを防止するため、ポート制御や接続プロトコルの制御をファイアウォール等により実施すること。
- (7) 情報資産が海外法下に置かれ不測に情報資産が利用されることを防止するため、情報資産の保存先は国内サーバーとすること。
- (8) システム障害、サイバー攻撃などにより情報資産が消失、利用不能になった際に元データを復元できるように、データのバックアップを行うこと。バックアップの頻度については、業務継続に支障

- が無いように、委託者と協議し決定すること。
- (9) 情報資産を廃棄する際は、情報資産流出を防止するため、物理破壊や消去ソフトによる複数回の上書き処理等の復元が容易でない方法でデータ消去を行うこととし、消去したことを委託者に報告書として提出すること。
- (10) システムの利用者を特定するため、1ユーザー1アカウントとすること。
- (11) インシデント発生時に原因や影響範囲を特定するため、障害等の調査に必要なログを取得し、保存すること。
- (12) 不正アクセス等による重大な事故を防止するとともに、ID、PW が漏れたとしてもシステムに不正アクセスされないように、多要素認証または、接続できる IP アドレスの制限などを導入すること。
- (13) 情報漏洩、システム停止、マルウェア感染等のインシデント発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、必要な対応体制（連絡体制の整備、専門人材の配置等）を確保すること。体制の規模及び対応範囲については、委託者と協議の上決定すること。
- (14) 内部不正や情報改ざん・漏洩を防止するため、必要な最小限の権限のみを付与できるようになっていること。
- (15) 生成 AI を利用する場合、プロンプト等を学習しない仕組みを備えたものを使用すること。

3 ウェブアクセシビリティの確保について

ウェブアクセシビリティの確保について、原則として実施すること。

- (1) 適合レベル及び対応度
- JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること。
- ※ 本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下、「WAIC」という。）の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。
- (2) 対象範囲
- 本業務委託で作成する全てのウェブページ
- (1) アクセシビリティ方針の策定について
- 総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。
- (4) 試験前の事前確認について
- ア HTML、CSS の雛形作成段階において、達成基準への対応状況を確認すること。テストツール（miChecker 等）による判定が可能な検証項目については、ツールを使用し、対応状況を確認すること。その結果は発注者へ情報提供すること。
- イ (1)で定められた「適合レベル及び対応度」が、技術的に達成が困難である場合、代替案や例外事項の追加等を発注者へ提案し、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針の変更を行うこと。
- (5) 試験の実施について
- ア 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、試験を実施すること。

イ 試験の実施においては、テストツールによる判定だけでなく、人間による判断も行うこと。

ウ 試験内容については、発注者に説明し、承認を得ること。

エ 試験実施の範囲

(ア) 総ページ数が 40 ページ未満である場合

試験を全ページで実施すること

(イ) 総ページ数が 40 ページ以上である場合

当該システムからランダムに 40 ページ抽出し、試験を実施すること。なお、40 ページの中には次のページを含めること。

■ 試験を必ず実施するページ

- ・ トップページ
- ・ サブディレクトリ直下の代表ページ(sub-content/index.html 等)
- ・ アクセシビリティに関連するページ
- ・ 利用者から問い合わせを受けるウェブページ（存在する場合）

(6) 達成基準チェックリスト及びその検証方法を特定できる技術的根拠（実装チェックリスト）の作成について

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、次のチェックリストを作成すること。

ア 達成基準チェックリストの作成について WAIC の「達成基準チェックリストの例」を参考に、各項目の試験結果を記載した達成基準チェックリストを作成すること。

イ 実装チェックリスト（達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠）の作成について

WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」の「3.1 達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を示す方法の例」を参考にして実装チェックリストを作成すること。

(7) 試験結果の説明及び不備の修正について

達成基準チェックリストの各項目の試験結果について発注者に説明し、試験結果の妥当性について承認を得ること。不備等が発覚した際には、速やかに該当箇所の修正、及び再度試験実施を行い、発注者の承認を得るまで対応すること。

(8) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成・公開について

ア ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成について

「(3)」で策定したウェブアクセシビリティ方針のページを作成すること。また、「(6) ア」で作成した達成基準チェックリストを基に、試験結果のページを作成すること。

イ ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの公開について

「(8)ア」で作成したページを公開すること。なお、ウェブアクセシビリティ方針のページは、当該サイトの全画面から 2 クリック以内にたどりつけるよう、フッター等にリンクを配置すること。

※ パッケージシステムの仕様等により各画面に任意のリンクを設置できない場合は、当該システムの利用方法等を示したページや利用者向けマニュアル等にリンクを配置すること。

(9) 参考ページ

ア みんなの公共サイト運用ガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_content/000945249.pdf

イ WAIC の公開しているガイドライン一式

(ア) JIS X 8341-3:2016 解説

<https://waic.jp/docs/jis2016/understanding/201604/#details>

(イ) ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン

<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>

(ウ) ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン

<https://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/202112/>

(エ) JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン

<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/>

(オ) 達成基準チェックリストの例

https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/gcl_example.html